

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請

2025年7月30日

当社は、本日、原子炉等規制法(注1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(注2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。
今後、保安規定の変更内容について、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

主な変更内容

■管理区域(注3)境界の変更

以下の理由により、管理区域の境界を変更するため、保安規定の該当箇所を変更します。

- **1号機タービン建屋機器搬入口のシャッター改造工事に伴う変更**
廃止措置中の1号機タービン建屋1階に設置している機器搬入口シャッターの使用停止に伴い、管理区域境界をシャッターから内側に設置しているスライド扉へ変更します。
- **3号機サービス建屋出入口改造工事に伴う変更**
3号機サービス建屋出入口の改造工事を実施します。本工事は、サービス建屋1階の管理区域の一部を解除した上でおこなう必要があるため、管理区域境界を変更します。
- **運用の適正化に伴う変更**
管理区域境界の再整理をおこなった結果、管理区域としての管理が不要と判断した4箇所について、管理区域を解除します。

注1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を
防止し、公共の安全を図るために必要な規制を行う法律です。

注2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転お
よび廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、
原子力規制委員会の認可を受けるものです。

注3 管理区域とは、原子炉施設や放射線利用施設等で関係者以外の無用な放射線被ばくを防止す
るとともに、施設内で作業する人の被ばく管理を適正におこなうため、他の一般区域から隔離し
た区域をいいます。

以 上